

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月
② 平成元年6月から5年5月まで

私は、申立期間①を含め平成元年5月まで夫と一緒に国民年金保険料を納付してきたが、申立期間②については、夫は納付しなかったが、夫からは私の分だけは必ず納付するように言われて区役所に納付に行った憶えがあり、領収書等はないが一度まとめて納付した記憶もあり、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、A市が国民年金保険料の収納状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は未納となっており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致し、申立期間の保険料は納付されなかったものとみるのが相当である。

なお、申立人は国民年金保険料をまとめて納付した記憶もあるとしているが、申立人及びその夫は、平成7年6月30日に、5年6月から7年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、このことと誤認している可能性もうかがえる。

また、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年8月まで

私は、会社を退職した直後の昭和40年4月ごろ、役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、妻が役場の集金人に納付していたと思う。申立期間について、未納になっているのは納付できないので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までについて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、40年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、A県B市が保管している国民年金被保険者検認記録により、44年3月18日に当該期間について保険料を納付していることが確認できることから、申立人の妻が当該期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間について、申立人及びその妻は、B市が保管している国民年金被保険者検認記録では、当該期間が未納となっていることが確認でき、これは社会保険事務所が保管している特殊台帳の記録とも一致することから、当該期間の保険料を納付していなかったものとみるのが相当である。

また、申立期間のうち、昭和44年4月から同年8月までについて、申立人及びその妻は、B市が保管している国民年金被保険者検認記録では、昭和44年度については「申免」の押印とともに、「S.44.9.28C県へ」の記載が有ることから、当該期間は申請免除期間であり、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の妻又は申立人が、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの期間及び44年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、最初に集金に来たときに、夫婦一緒にまとめて納付したと記憶しているので、調査して私たちの年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き、未納は無いことが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管する同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、A市において集金人による国民年金保険料収納制度が発足した37年9月当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、同市においても集金人による過年度保険料を徴収することが可能とされていたことから、申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、最初に集金に来たときに、夫婦一緒にまとめて納付したと記憶しているので、調査して私たちの年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き、未納は無いことが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管する同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、A市において集金人による国民年金保険料収納制度が発足した37年9月当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、同市においても集金人による過年度保険料を徴収することが可能とされていたことから、申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年ごろ、国民年金制度が発足したため加入するよう区役所から勧誘され、国民年金に加入した。国民年金保険料は、6か月又は1年分をまとめて集金人に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足後、いち早く国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、当時は、厚生省(当時)の通達により、市町村において過年度保険料の収納の取扱いができるとされていた時期であり、A市においても、この取扱いを行っていたことが確認できること、及び申立人夫婦は、37年4月以降の保険料については納付済みであることから、申立期間の保険料をこの保険料の納

付と併せて集金人に納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年ごろ、国民年金制度が発足したため加入するよう区役所から勧誘され、国民年金に加入した。国民年金保険料は、6か月又は1年分をまとめて集金人に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足後、いち早く国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、当時は、厚生省（当時）の通達により、市町村において過年度保険料の収納の取扱いができることとされていた時期であり、A市においても、この取扱いを行っていたことが確認できること、及び申立人夫婦は、37年4月以降の保険料については納付済みであることから、申立期間の保険料をこの保険料の納付と併せて集金人に納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、A県B市で国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付してきた。申立期間について未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き、昭和36年4月以降60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年9月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で未納となっていた36年4月から37年3月までの保険料を同年12月10日に過年度納付していることが、申立人が所持する「国民年金保険料現金領収証書」により確認でき、このように、未納期間の解消に努めていたことを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち平成9年8月から同年10月までの標準報酬月額については32万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、10年1月は28万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、11年2月は32万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年10月から同年12月までは30万円、12年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月から同年12月までは32万円、13年1月は30万円、同年2月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は30万円、同年12月から14年4月までは32万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は32万円、15年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月から同年6月までは30万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、16年1月は30万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成8年5月10日から16年10月26日まで

社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が当時の給与額と比較してかなり低くなっていることが判明した。給与明細書を所持しているため、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賃金支給明細書により、申立人が申立期間のうち、平成9年8月から10年7月までの期間、同年10月から11年6月までの期間、同年9月から13年11月までの期間及び14年1月から16年9月までについて、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、平成9年8月から16年9月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の賃金支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成9年8月から同年10月までの標準報酬月額については32万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、10年1月は28万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、11年2月は32万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年10月から同年12月までは30万円、12年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月から同年12月までは32万円、13年1月は30万円、同年2月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は30万円、14年2月から同年4月までは32万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は32万円、15年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月から同年6月までは30万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、16年1月は30万円、同年2月

は 34 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 32 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月は 36 万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成 13 年 12 月及び 14 年 1 月については、申立人は、賃金支給明細書等を保管しておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することができないが、当該期間の前後の期間において賃金支給明細書で確認できる報酬額及び保険料控除額から判断すると、32 万円に訂正することが妥当である。

一方、平成 8 年 5 月から 9 年 7 月までの期間、10 年 8 月、11 年 1 月、並びに同年 5 月から同年 7 月までの期間については、賃金支給明細書に記載されている保険料控除額から算出した標準報酬月額が社会保険庁の記録と一致又は上回っており、10 年 9 月及び同年 10 月並びに 11 年 8 月及び同年 9 月については、申立人は、賃金支給明細書等を保管しておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することができないが、10 年 8 月及び 11 年 7 月の賃金支給明細書で確認できる報酬額が社会保険事務所の記録と一致していることから、記録の訂正を行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の賃金支給明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、同賃金支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていないため、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から同年12月21日まで

私は、有限会社Aに勤務していた平成8年1月から同年12月までの給与が26万円であったにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、当該期間に係る標準報酬月額が9万2,000円となっており、その間、26万円の給料に該当する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を差し引かれていたので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を26万円と記録していたところ、平成8年9月19日の時点において同年1月1日に遡及して9万2,000円に減額する月額変更届の処理が行われている上、同年10月1日からの標準報酬月額の定時決定について、26万円と記録していたものを、9年1月10日の時点において9万2,000円に引き下げた処理がされている。

また、有限会社Aの事業主に照会したところ、「当該事業所は、登記簿上現存しているが、10年前に廃業しているため申立内容を確認できる関係書類は一切残っていないが、申立期間の標準報酬月額を変更したのは社会保

険料を減額するためであり、設立時のメンバーのみ低額の標準報酬月額を届け出た。標準報酬月額の変更については、社会保険事務所からの指導・説明は無かった。給与は従前と同じ額を支給し、訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人が所持している雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額(8,633円)から申立人の主張する月額給与が26万円であったことが推認できる。

加えて、申立人は、当該事業所において経理事務を担当し、伝票処理を行っていたが、給与の計算や社会保険料の手続はしていなかった旨の供述をしている上、同社の元営業課長によると、給与計算や社会保険料控除の事務は社長が責任者で、外部の社会保険労務士か税理士に委託しており、申立人は担当していなかった旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額(26万円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の当初の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所へ当初、申立期間の標準報酬月額を26万円で届出したが、その後9万2,000円に訂正する届出を行ったと供述していることから、社会保険事務所は当初、26万円に基づく納入の告知を行ったものの、その後、標準報酬月額の訂正届が提出されたため、その後に納付されるべき保険料に充当又は還付していると考えられ、事業主は申立期間における訂正前の標準報酬月額(26万円)に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成16年2月から17年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録について、16年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、17年1月は22万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成17年7月21日から同年7月31日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月1日から17年8月1日まで

社会保険庁からの被保険者記録照会回答票によると、有限会社Aの勤務期間における標準報酬月額が実際の給与額より低く届出られていることが分かった。当該期間の標準報酬月額は20万円となっているが、給与明細書によると毎月28万円程度の給与を受け取っていた。また、勤務期間についても、平成17年7月21日が資格喪失日となっているが、実際には同年7月末日まで勤務していた。申立期間について標準報酬月額及び被保険者期間の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成16年2月から17年6月の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払い明細書に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁の記録が相違していることが確認できる。

また、雇用保険に記録された離職日及び平成17年8月の最終の給料支払い明細書に記載された出勤日数から、申立人が同年7月末日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給料支払い明細書の総支給額及び保険料控除額の記載から、申立人の標準報酬月額に係る記録について、平成16年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、17年1月は22万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円に訂正し、同年7月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間のうち平成16年2月から17年6月について事実と異なる標準報酬月額を届出し、同年7月21日を厚生年金保険の資格喪失日としたことを認めており、事業主から提出されている被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている標準報酬月額も社会保険庁の記録と一致していることから、事業主は社会保険庁の記録どおりに届出していることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から算定した標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所(現在は、C株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月5日から同年10月5日まで

昭和29年4月1日にA株式会社に入社し、定年退職扱いになる平成2年8月20日まで継続して勤務していたが、同社B営業所からD株式会社に転勤した申立期間の1か月が厚生年金保険の未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職者一覧台帳、社員プロフィール、福祉年金受給申込書、健康保険組合の健康保険資格喪失証明書、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和38年10月5日にB営業所からD株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B営業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年8月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格喪失日が昭和63年12月31日とされ、同年12月31日から64年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、63年12月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から64年1月1日まで

私は、昭和64年1月1日付けでA株式会社から同社の関連会社であるB株式会社に人事異動により出向した。しかし、A株式会社の事務処理の誤りで同社の厚生年金保険被保険者資格喪失届が63年12月31日付けで届出されている。同年12月の厚生年金保険料も同年12月分の給与から控除されているため、社会保険庁の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録については、当該事業所が、申立人が昭和64年1月1日付けで人事異動により関連会社であるB株式会社に出向した際、誤ってA株式会社が厚生年金保険の資格喪失届を提出したため、63年12月分の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に申立期間に係る厚生年金保

保険料を納付しなかったと回答しており、その回答内容については当時の賃金台帳から確認できるため、社会保険事務所は申立人の厚生年金保険加入記録について63年12月31日で資格喪失した届出を取り消し、記録を訂正している。ただし、社会保険庁は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とは認められないとしている。

しかし、同社の回答、当時の賃金台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において勤務し（昭和64年1月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録の訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和63年12月31日から64年1月1日に訂正し、申立期間を被保険者期間とすることが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当時の賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和63年12月31日として届け出たため、平成21年5月29日付けで当該事業所から社会保険事務所に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届」において、賃金台帳を申立人の年金記録に係る確認申立書の添付資料として提出していることから、申立人から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず納付していなかったことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格喪失日が昭和63年12月31日とされ、同年12月31日から64年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、63年12月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から64年1月1日まで

私は、昭和64年1月1日付けでA株式会社から同社の関連会社であるB株式会社に人事異動により出向した。しかし、A株式会社の事務処理の誤りで同社の厚生年金保険被保険者資格喪失届が63年12月31日付けで届出されている。同年12月の厚生年金保険料も同年12月分の給与から控除されているため、社会保険庁の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録については、当該事業所が、申立人が昭和64年1月1日付けで人事異動により関連会社であるB株式会社に出向した際、誤ってA株式会社が厚生年金保険の資格喪失届を提出したため、63年12月分の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に申立期間に係る厚生年金保

保険料を納付しなかったと回答しており、その回答内容については当時の賃金台帳から確認できるため、社会保険事務所は申立人の厚生年金保険加入記録について63年12月31日で資格喪失した届出を取り消し、記録を訂正している。ただし、社会保険庁は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とは認められないとしている。

しかし、同社の回答、当時の賃金台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において勤務し（昭和64年1月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録の訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和63年12月31日から64年1月1日に訂正し、申立期間を被保険者期間とすることが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当時の賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和63年12月31日として届け出たため、平成21年5月29日付けで当該事業所から社会保険事務所に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届」において、賃金台帳を申立人の年金記録に係る確認申立書の添付資料として提出していることから、申立人から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず納付していなかったことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の昭和30年5月分及び同年6月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和30年2月から定年退職する平成7年5月まで、A株式会社（現在は、C株式会社）に継続して勤務していたが、同社D工場から同社B工場に異動した昭和30年5月21日から同年6月30日の厚生年金保険被保険者期間が漏れている。私の所持するC健康保険組合の「健康保険資格喪失証明書」では勤務が途切れた期間は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社E部（同社D工場）において昭和30年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年7月1日に、A株式会社F部（同社B工場）において再度資格を取得しており、同年5月21日から同年7月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持する当該事業所に係るC健康保険組合の「健康保険資格取得喪失証明書」の記録及び雇用保険の記録から申立人は継続して勤務（昭和30年5月21日にA株式会社D工場から同社B工場に異動）していたことが認められる。

一方、同社B工場での申立期間に係る昭和30年7月1日に資格を取得した被保険者208人中、脱退手当金の受給者及び記録が確認できない者52人を除く156人のうち148人は、申立人と同様の空白期間が確認できるが、申立期間当時に人事総務を担当していた複数の同僚は、「D工場からB工場へは、一斉に異動したのではなく、生産設備の稼働開始に合わせて逐次異動していった。」と供述している。

さらに、社会保険庁の記録において、A株式会社F部(同社B工場)は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、A株式会社の人事記録及び複数の同僚の供述によれば、当該事業所は申立期間において10人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社F部(同社B工場)に係る昭和30年7月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成7年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月21日から同年10月2日まで
平成7年9月21日にA株式会社に入社したが、手続の不備により、厚生年金保険の加入日が10月2日付けになっている。10日間の空白について加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している入社証明書及びA株式会社が保管する労働者名簿の雇入年月日から、申立人が平成7年9月21日から当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた者に照会したところ、入社後は試用期間等はなく、入社と同時に厚生年金保険に加入した旨回答しており、ほかの同僚は、保険料は翌月控除である旨の回答をしている上、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等関係資料を保管していないが、申立人の給与から平成7年9月分の厚生年金保険料を翌月控除したかもしれないと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年10月の社会保険事

務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険被保険者資格取得日を平成7年10月2日として届け出たと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1462 (事案 993 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年3月まで

私は、A国籍のため、長年、国民年金に加入できなかったが、知人より昭和57年1月から加入できるようになったことを聞き、夫婦一緒に同年2月ごろに加入手続をした。後日、夫婦で国民年金に加入したことを妻の義理の妹に話したので、そのことを証言してもらえるので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i)国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月に夫婦連番で払い出されており、B市の国民年金収滞納リストでは、申立期間は「登載なし」及び「納付なし」と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していること、ii)申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無いこと、iii)昭和57年版家計簿の「自由メモ」欄の記載は申請免除期間が含まれているなど、当該メモは申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示すに足りる資料とは認め難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人夫婦は、申立人の妻の義妹に、昭和57年1月から夫婦で国民年金に加入したことを話したので、証言してもらえるととして再申立てを行っている。

しかしながら、当該義妹は、「そのような話を聞いた記憶はあるが、古い話なので、その時期等は覚えていない。」と供述しており、具体的証言が得られなかったことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1463 (事案 992 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年3月まで

私は、A国籍のため、長年、国民年金に加入できなかったが、知人より昭和57年1月から加入できるようになったことを聞き、夫婦一緒に同年2月ごろに加入手続をした。後日、夫婦で国民年金に加入したことを義理の妹に話したので、そのことを証言してもらえるので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i)国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月に夫婦連番で払い出されており、B市の国民年金収滞納リストでは、申立期間は「掲載なし」及び「納付なし」と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していること、ii)申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無いこと、iii)昭和57年版家計簿の「自由メモ」欄の記載は申請免除期間が含まれているなど、当該メモは申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示すに足りる資料とは認め難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人夫婦は、申立人の義妹に、昭和57年1月から夫婦で国民年金に加入したことを話したので、証言してもらえるととして再申立てを行っている。

しかしながら、当該義妹は、「そのような話を聞いた記憶はあるが、古い

話なので、その時期等は覚えていない。」と供述しており、具体的証言が得られなかったことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

妻が、昭和36年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

なお、当時、隣に住んでいたA氏が、自分の家に集金人が妻の国民年金保険料を集金に来た後、私たち夫婦の自宅に集金に来ていたことを証言してくれている。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立人の妻が昭和36年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の妻は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間の一部は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人夫婦は、当時、隣に居住していた者を申立期間の国民年金保険料を納付していた証人としているが、当人の妻の国民年金手帳記号番

号は、昭和 36 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦と同時期に保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人夫婦が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

なお、当時、隣に住んでいたA氏が、自分の家に集金人が妻の国民年金保険料を集金に来た後、私たち夫婦の自宅に集金に来ていたことを証言してくれている。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立人が昭和36年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間の一部は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人夫婦は、当時、隣に居住していた者を申立期間の国民年金保険料を納付していた証人としているが、当人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に払い出されていることが確認できることから、申立

人夫婦と同時期に保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人夫婦が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から58年8月まで

私は、会社を昭和57年9月に退職後すぐに、A県B町役場で国民年金の加入手続をして同役場で国民年金保険料を納付した。納付の記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月に会社を退職後すぐに、国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する特殊台帳（申立期間当時作成された記録をマイクロフィルム化したもの）により、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和58年9月1日に、夫婦一緒に国民年金に再加入していることが確認できることから、申立期間は任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から60年3月まで

私は、昭和48年11月ごろ、A市からB市C区に転居し、同区役所で国民健康保険に加入した際、国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料は、1年分の納付書が送られて来ていたので、毎月、元妻が同区役所又は郵便局で納付していた。申立期間が未納とされていることに納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月ごろ、A市からB市C区に転居し、同区役所で国民健康保険に加入した際、国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料は、毎月、申立人の元妻が同区役所又は郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市D区において、昭和43年9月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、同年5月から同年8月までは申請免除されていることが社会保険事務所の保管している特殊台帳により確認できるものの、同年9月16日に厚生年金保険に加入したことに伴う国民年金の資格喪失後、国民年金に再加入した形跡は無い上、申立期間の被保険者資格は、平成19年9月4日に追加されたものであることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、この追加が行われるまでは、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は保険料を納付することができなかったも

のとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料をB市C区において納付するためには、同区に居住し、国民年金の加入手続を行う必要があるが、申立期間のうち、昭和48年11月から52年4月までは、A市E福祉事務所が生活保護を適用していた期間の一部であり、申立人が同市D区からB市C区に転居した日は52年3月26日であることが戸籍の附票により確認でき、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人が申立期間当時に居住していたとするB市の国民年金手帳記号番号払出簿を確認するとともに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から62年4月まで

私は、友人から国民年金保険料を60歳以降も納付したら年金額が増えるというので、A区役所でその手続を行い、60歳から65歳まで払い続け、毎月、郵便局で保険料を納付していた。保険料の額は最後の方は月額7,000円ぐらいであった。また、私が所持している国民年金手帳の資格喪失年を62年から58年に訂正し、資格取得日を62年5月14日としているが、この資格喪失日が記入されていない。申立期間が未納であることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その友人から国民年金保険料を60歳以降も納付したら年金額が増えるというので、B市A区役所でその手続を行い、60歳から65歳になるまで保険料を払い続けたと主張している。

しかしながら、申立人は60歳となったため昭和58年*月*日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、この時点では国民年金の高齢任意加入制度は無く、同制度は61年4月1日に創設されたものであることから、同制度の発足までは国民年金保険料を納付できない期間であり、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、所持する国民年金手帳に記載されている資格喪失日は「昭和62年*月*日」から「昭和58年*月*日」に訂正されているとしており、その事実は認められるものの、同年金手帳に記載されている訂正された「昭和58年*月*日」は、社会保険庁のオンライン記録とも一致し

ている上、申立期間については、B市が国民年金被保険者の加入状況、納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、同市の被保険者として管理されておらず未加入期間であるため、国民年金保険料の納付はできなかったものとみるのが相当である。

なお、申立人は、所持する国民年金手帳の昭和62年5月14日の資格取得日に対する資格喪失日が記入されていないとしているが、当該資格取得日に対する資格喪失日については、申立人が65歳になる前日である63年*月*日に制度上、自動的に資格喪失するものである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、国民年金に当初から任意加入して以来、1か月の滞納も無く国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、任意加入を継続し申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A県B区が保管している「年度別納付状況リスト」では、申立人は、昭和57年4月17日に任意の被保険者資格を喪失し、申立期間については無資格期間となっていることが確認でき、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、申立人が所持している47年4月1日発行の国民年金手帳の被保険者資格喪失欄にも「昭和57年4月17日B区」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から40年9月まで

雇用主が、私が20歳になった際、国民年金の加入手続を行ってくれた。女性の集金人が雇用主の自宅に来て、国民年金手帳に印紙を貼っていたのを覚えている。その国民年金手帳は無いが、現在持っている国民年金手帳には、生年月日が「昭18.*.*」、氏名も「A」と間違っちがて記載されている。申立期間が未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元雇用主が申立人が20歳になった際、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年12月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している同手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、申立人は、同年10月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持している国民年金手帳において確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の勤務先の雇用主は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものとみるのが相当である。

また、申立人の元雇用主が申立期間の国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を「B」等の複数の読み方、及び生年月日についても日を「*日」、「*日」の二通りで検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から46年4月まで

私は、昭和42年7月にA病院を退職と同時にB市へ転居し、その3、4年後に同市から国民年金の加入を勧められ、自宅で加入手続を行い、その場で集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、なぜ、未納とされているのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月にB市へ転居し、その3、4年後に同市から国民年金の加入勧奨を受け、自宅で申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人とその夫は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、B市では特例納付収納の取扱いを行っていないことが確認できることから、申立期間の保険料を集金人に納付したとする申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号の払出し時点で納付可能な昭和47年5月から49年3月までの国民年金保険料を50年4月30日に過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書

で確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、旧姓を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1472 (事案 409 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年10月まで

第三者委員会の通知書では、私が国民年金保険料を一括納付した証拠も無いとして、納付は認められないとの結論を出したが、私は、昭和50年夏ごろに預金を引き出し、すぐ区役所で一括して納付した。その領収書は無いが、特例納付したことは間違い無く、前回の委員会の結論に納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人は、昭和50年11月に国民年金に加入する手続きを行い、その際、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立人の夫は、申立期間を通じて厚生年金保険の被保険者であり、申立人の国民年金の加入資格は任意加入となり、さかのぼって保険料を納付することができなかったものと考えられること、ii) 申立人は、A区役所で約50万円の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、区役所では特例納付や過年度納付の収納は取り扱っておらず、納付したとする金額も実際の保険料額と大きく相違していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、領収書は無いが、昭和50年夏ごろ、確かに国民年金保険料を特例納付したとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、婚姻に伴い、昭和43年4月19日に強制の被保険者資格を喪失後、50年11月20日に任意の被保険者資格を再取得する

まで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を特例納付することは制度上できないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から48年3月まで

私の元妻が、昭和44年ごろ区役所で自身と私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、集金人に納付したはずである。申立期間が未納とされているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、申立人の元妻が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月に申立人の元妻と連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人とその元妻は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立人の元妻が、申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付したとしているが、その元妻も、申立期間について保険料の納付が確認できない。

さらに、申立人の元妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、国民年金に加入した上記の時点で、昭和48年4月から60歳まで国民年金保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格を得るには6か月不足していたため、同年12月22日に昭和36年度の12か月分の保険料を特例納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書及び特殊台帳から確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1307 (事案 486 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から 60 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 50 年 8 月から 60 年 10 月までの 122 月間について未加入となっていることが分かった。この間は A 株式会社に正社員として勤務していた時期で、厚生年金保険が未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 株式会社の回答及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できるが、当該事業所は会社移転の際に申立期間当時の資料を処分しているため申立てに係る事実については不明であるとしている上、申立期間当時の複数の同僚に照会しても、申立人の厚生年金保険加入の取扱いは明確でなく、申立てに係る事実を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 29 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、昭和 50 年 8 月に A 株式会社に入社し、60 年 10 月に退職するまで継続勤務したことは間違いなく、通知文の中でもそれについては認めてもらっているので、厚生年金保険にも加入していたことを認めてほしいと主張しているが、新たな資料及び同僚に関する情報は無い。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、前回の調査に

において回答を得た元役員に再度照会したところ、同役員は、申立期間当時の給与、社会保険事務担当者は既に死亡しているため個別の手續に関しては不明であるが、会社として厚生年金保険の加入は従業員の任意で加入させていた旨の供述をしている上、社会保険庁のオンライン記録においても、元代表取締役をはじめとして複数の元役員及び従業員が資格の取得及び喪失を繰り返している様子がうかがえる。

また、前回の調査において回答の無かった複数の同僚及び新たに抽出した複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人は、当該事業所への入社時に厚生年金保険への加入を申し出たところ、当時の給与事務担当者から、社会保険に加入すると給与の手取りが減るので、必ずしも社会保険に加入しなくても良い意味のことを聞いた旨の供述をしており、当該事業所は厚生年金保険の加入については消極的であったことがうかがえる。

さらに、A株式会社の回答の中で、申立期間において申立人と同様の業務を行っていたとする同僚のうちの一人について、当該事業所に係る社会保険事務所の記録では、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所の申立期間におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、雇用保険の加入状況についても調査したが、申立人の当該事業所における加入記録は確認できなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 20 日から同年 9 月 30 日まで
前職の A 株式会社（現在は B 株式会社）での標準報酬月額が 19 万円であり、転職先の C 株式会社（現在は D 株式会社）は同じ系列会社で前職と同程度の報酬で採用されたにもかかわらず、転職後の昭和 53 年 3 月から同年 9 月の標準報酬月額が 13 万 4,000 円と大幅に下がっていることは納得がいかないもので、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は前職の同系列自動車販売会社と同水準の賃金（退職時の標準報酬月額 19 万円）で C 株式会社に採用されたが、社会保険庁の記録において、当該事業所における資格取得時の標準報酬月額が前職より低い額である 13 万 4,000 円となっているのは疑問があると申し立てているが、当該事業所の保管する昭和 53 年 3 月分賃金支給表により、申立人の初任給が 14 万 690 円であることが確認できる。

また、当該事業所の総務部次長は、申立人の初任給のうち基準外賃金の併用手当である 8,000 円は資格取得時の報酬月額に含めていない旨の供述をしていることから、申立人の資格取得時の報酬月額は 13 万 2,690 円として、当時の標準報酬月額の等級第 23 級である 13 万 4,000 円で社会保険事務所に届けられたことがうかがえる。

さらに、当該事業所の保管していた健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬通知書によると、申立人の報酬月額は昭和 53 年 5 月については 14 万

4,182円、同年6月は14万9,240円、同年7月は25万764円と記載されており、当該3か月の報酬月額の平均額により同年10月からの標準報酬月額が18万円と改定され、従前の標準報酬月額の欄には13万4,000円と記載されており、これは申立期間における社会保険庁の記録と一致している。

加えて、上記被保険者標準報酬通知書には、申立人と年齢の近い同僚3人の報酬月額及び定時改定による標準報酬月額の決定が記載されているが、この同僚3人との比較及び、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿に記載されている申立人と比較的年齢の近い被保険者の標準報酬月額の推移との比較においても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるということはいわがえない。

このほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月3日から20年6月1日まで

私は、昭和19年3月国民学校を卒業後、同年5月ごろ、A社に就職し、22年8月末日まで勤務した。所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は19年9月3日となっているが、ねんきん特別便の記載は20年6月1日から22年8月27日となっている。上記被保険者証で資格取得日となっている19年9月3日から20年6月1日までの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証によると、資格取得日が昭和19年9月3日と記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険の記号番号及び当初同名簿に記載されていた申立人の資格取得年月日（当初は昭和19年9月3日と記載、その後20年6月1日に訂正）は、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の記載と一致している。

しかし、社会保険事務所の当該事業所の事業所原簿には、厚生年金保険の適用年月日が昭和20年1月5日と記載されている上、上記社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、頭書に記載されている被保険者の健康保険及び厚生年金保険の取得年月日も同年1月5日と記載されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人より前の厚生年金保険番号が

付与されている 23 人の従業員について確認したところ、昭和 20 年 1 月 5 日より以前に厚生年金保険の資格を取得している者はみられない。

さらに、社会保険事務所に保管されている当時の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の資格取得年月日は昭和 20 年 6 月 1 日と記載されている。

加えて、厚生年金保険が女子に適用された後、実際に厚生年金保険料が給与から控除されたのは、申立期間の始期である昭和 19 年 9 月 3 日よりも後の同年 10 月 1 日である。

上記の事実及び周辺事情から判断すると、申立人は上記被保険者名簿において資格取得日が昭和 19 年 9 月 3 日と誤って記載され、それに基づいて厚生年金保険被保険者証も発行された後、払出簿等の記載から 20 年 6 月 1 日に訂正されたことがうかがわれ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日も同年 1 月 5 日であると考えられることから、申立人が実際に厚生年金保険の資格を取得した日は同年 6 月 1 日であると考えるのが妥当であり、申立人が主張する 19 年 9 月 3 日が厚生年金保険の資格取得日であった事実は確認できない。

また、当該事業所は昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び関係者の存否も不明のため、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されている事実は確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚等についても、すべて所在不明であり、当時当該事業所に勤務していた従業員に照会しても申立てに係る事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実については確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

A株式会社で1年間手伝ってほしいと言われ、昭和37年7月から38年6月末日まで勤務していたと記憶しているが、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の加入期間が11か月となっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社で昭和38年6月末日まで勤務したので、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年7月1日であると申し立てている。

しかし、同僚の一人が「会社解散のため申立人と同じ昭和38年6月ごろ退職した。」と回答している上、A株式会社は、同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人を含む被保険者14人全員が同年6月30日付けで被保険者資格を喪失していることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなると同時に、すべての従業員について厚生年金保険の資格喪失の手続を行ったことがうかがえる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者25人のうち、所在が判明した5人の元同僚に照会しても申立てに係る事実を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立人に係る厚生年金保険料控除の事実を確認することができる関連資料等の存否が不明である上、当時の事業主も亡くなっているために、申立てに係る事実を確認することが

できない。

加えて、社会保険事務所に保管されているA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日まで被保険者であった14人の資格喪失日は昭和38年6月30日と記載されており、これについては社会保険庁の記録と一致していることから、不自然な事務処理があったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 3 月 1 日に A 株式会社に入社し、51 年 7 月 1 日まで勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が同年 4 月 1 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間のうち少なくとも一部期間において、A 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚に照会しても、申立人を憶えているものの、申立人の勤務期間についての供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記録の備考欄に、昭和 51 年 4 月 23 日付けで健康保険証を返付した記載があるところから、申立人は、遅くとも同年 4 月 23 日までは同事業所を退職していたものと思われる。

さらに、A 株式会社の元事業主に照会したところ、当該事業所は平成 18 年に廃業し、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の名前は憶えているが勤務期間等については不明である旨回答しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用を確認することはできない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A 株式会社において、昭

和 49 年 3 月 1 日付けで被保険者となり、51 年 3 月 31 日付けで離職していることが確認でき、この雇用保険の被保険者期間は社会保険事務所に記録されている申立人の厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで
平成元年 3 月 27 日から 13 年 8 月 21 日まで A 株式会社 にトラックの運転手として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、歩合制で高額の給与を受け取っていたにもかかわらず、実際の給与額に較べて標準報酬月額が低い額になっている。
調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった A 株式会社の平成 12 年 12 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額に見合った額となっている。

また、申立人から提出のあった B 市の発行した平成 7 年度住民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額とおおむね一致しており、事業主は、申立期間のうち平成 6 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

さらに、A 株式会社 が加入している C 厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入者台帳に記載されている標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

加えて A 株式会社 に照会しても、同社の代表取締役は、申立期間当時の

賃金台帳等関連資料は保管していない旨回答しており、申立てに係る事実について、確認することはできない。

また、申立人は、「当時は歩合制のため、1か月の給与額は57万円ぐらいになったが、社長から給与の支給方法について、毎月の給与額は他の社員に合わせて34万円から35万円とし、実際の給与額との差額はボーナス支給時に合わせて支払うというやり方にしてもらえないかとの申出を受け、そのとおりにした。」と供述しており、申立期間に係る申立人の標準報酬月額額は32万円から38万円で推移していることから、申立人の標準報酬月額が不自然であるとは言い難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 15 日から 35 年 3 月 17 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 29 日まで

私は、昭和 34 年 7 月 15 日から 35 年 3 月 17 日まで A 社又は B 社に、
35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 29 日まで C 市 D 区役所に勤めていました。
ねんきん特別便を見ると、両期間が漏れていたのでは調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について株式会社 A 又は B 社の E 店に勤務していたとして申し立てているが、当該事業所の関連会社である株式会社 F の現在の事業主は、当時 E 店は株式会社 G ではなく株式会社 F が営業していたと供述している。

また、株式会社 F の元事業主は、申立人の勤務時期は不明としながらも短い期間当該事業所に勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間①において、株式会社 F に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると株式会社 F が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 42 年 3 月 1 日であることが確認できる上、株式会社 F の現在の事業主の「当時、株式会社 F では 3 人の従業員が勤務していた。」との供述から、申立期間①においては、株式会社 F は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、株式会社 G に勤務していた者で所在が判明した同僚 8 人に照会をしたが、8 人とも申立人と勤務店舗が異なっていたため、

申立人の勤務実態は確認できなかった。

申立期間②について、C市D区役所総務課に照会したところ、担当者は「申立人は本務採用の職員としての雇用記録がないことから、嘱託職員であったのではないかと思われる。嘱託職員でも、特定の職種には厚生年金保険が適用されていたが、申立人の仕事内容は特定の職種の職務には当たらない。」旨回答している。

また、嘱託職員の申立期間②当時の雇用記録は、保存年限が経過しており現存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立期間②のうち昭和36年4月から同年7月まで国民年金の保険料が納付されている。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 17 日から 9 年 1 月 31 日まで

A株式会社勤務していたが、収入が月 50 万円のととき、会社は標準報酬月額を半額程度に抑えて厚生年金保険料を支払っていた。標準報酬月額を再算定してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社勤務していた当時の報酬月額に比べて、社会保険庁に記録されている厚生年金保険の標準報酬月額は半額程度であると主張している。

しかしながら、同社は、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間について、事業主から届け出られた標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、複数の同僚に照会しても、給与明細書等を所持している者がみられず、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持しておらず、保険料控除に関して具体的な記憶を有していないため、その主張する報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、社会保険庁の被保険者記録照会回答票により、申立期間当時に

申立人と同じ職種であった複数の同僚の標準報酬月額を確認すると、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から23年4月30日まで
② 昭和23年12月30日から24年4月30日まで

私は、申立期間について、A中学校に雇いとして勤務していた。申立期間が厚生年金保険の加入期間になっていないのはおかしいので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA中学校に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A中学校（現在は、B高等学校）は、昭和30年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B高等学校は、「申立人が本校で勤務していたことは確認できるが、都道府県や市町村で採用された方ではなく、学校が直接雇用していたと思われる。申立期間当時は、厚生年金保険は適用されていなかった。また、当時の賃金台帳等の記録は保管していない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除された事実を確認することができる関連資料及び供述は得られない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間当時、雇いの職員は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、当該事業所においては、当時、雇いの職員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 10 月 28 日から 20 年 2 月 28 日まで
② 昭和 20 年 8 月 20 日から同年 10 月 20 日まで
知り合いの紹介でA社(事業所の名称は記憶が不鮮明)に勤務するようになり、B区の工場で2年ほど働き、昭和20年ごろから終戦後しばらくの間、C区の本社に勤務していた。厚生年金保険の加入月数が6か月となっているが、もっと長く勤務していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から確認できる同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所については、申立人が記憶している本店所在地等の不動産登記簿及び旧土地台帳を確認しても、当該事業所及び事業主を特定することはできないことから、申立人に係る勤務の実態及び社会保険の加入手続等に関する供述を得ることができず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、被保険者記号番号払出簿及び旧台帳から確認できる上記同僚は、当該事業所に2年ぐらい勤務していたと供述しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得及び喪失している。

さらに、社会保険庁に適用事業所として記録されているD県内に所在する類似名称の2事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は見当たらない。

加えて、申立期間①について、女子の厚生年金保険は昭和19年6月1日に適用が開始され、保険料徴収は同年10月1日から実施されており、保険給付の対象となる期間は、これ以降の期間であるため、申立期間①のうち、18年10月28日から19年9月30日までの期間については、制度上、女性は厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。